

# 古河税務署管内合同納税表彰式

令和5年度の合同納税表彰式が11月14日(火)に古河市生涯学習センター総和(とねミドリ館)で  
挙行されました。



## 合同納税表彰式

合同納税表彰式の席上表  
彰された当会関係の受賞者  
は左記の六名の方々です。

□古河税務署長表彰

○蓮見 公男 (古河)



□(公社)古河法人会会長表彰

○中田 俊之 (古河)

○渡邊 隆 (坂東)

○新井 衛 (境)

○白石 竜一 (総和)

○大山 春夫 (三和)

個人事業者の方は振替納税も  
利用できます。

確定申告書作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

申告・納付には  
e-Taxが  
利用できます。

消費税には申告・  
納付期限<sup>(※1)</sup>が  
あります。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※2)</sup>。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※3)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例があります。

直前の課税期間の 確定消費税額 <sup>(※3)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※4)</sup>

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合に、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



## 消費税の 期限内納付を 忘れずに。

期限内納付のための  
納税資金の積立てを  
お願いします!

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。



法人会